

石綿含有建築物等の解体等工事に係る届出 ～法律と都条例による石綿の規制～

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係

電話 3579-2594

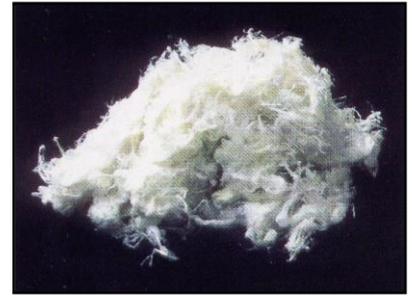
FAX 3579-2249

◎石綿(アスベスト)とは

アスベストは、天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。耐熱性、耐薬品性、絶縁性に優れており、建築資材や電気製品等3000種を超える利用形態があるといわれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹付ける作業が行われてきましたが、昭和50年に禁止されました。

その後、昭和62年以降、学校などにおける吹付けアスベストの劣化や損傷の問題が取り上げられてからは、室内環境や一般環境への汚染による一般住民の健康被害のおそれに関わる問題として顕著化しました。さらに、平成17年6月、石綿含有製品を製造していた工場や建築現場で働いていた方々の労働災害の事例や工場周辺住民の健康被害が明らかになり、再び社会問題になりました。

これを受け、平成18年9月から、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡提供、使用が禁止されました。



▲クリソタイル



▲クリソタイルの原石

◎健康被害について

アスベストの繊維は、肺繊維症(じん肺)や悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

アスベストによる経年被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。アスベストを吸うことにより発生する疾病としては、主に次のものがあります。

1) 石綿(アスベスト)肺

肺が繊維化してしまう肺繊維症(じん肺)という病気の一つです。石綿の暴露によっておきた肺繊維症を特に石綿肺と呼んでいます。アスベスト暴露をやめたあとでも進行することがあります。

2) 肺がん

肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。

3) 悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜にできる悪性の腫瘍です。進行が速いのが特徴です。

◎石綿含有建築物等の解体等工事の届出（法・都条例）

大気汚染防止法に基づいて「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業について届出が必要になります。また、東京都環境確保条例に基づいて、粉じんの飛散防止方法、石綿濃度の測定等計画書を届出いただきます。法・条例ともに、板橋区役所環境政策課で受付します。

表1 法令に基づく届出一覧

規模等			大気汚染防止法	環境確保条例	
施設	材料	規模要件		特定粉じん排出等作業の実施の届出 (様式第3の4)	飛散防止方法等計画の届出 (第35号様式)
		建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	吹付け石綿の使用面積		
建築物 その他の工作物	吹付け材	500㎡以上	(区分なし)	○	○
		500㎡未満	15㎡以上	○	○
	15㎡未満		○	—	
	保温材等	500㎡以上	(区分なし)	○	○
		500㎡未満	(区分なし)	○	—
成形板等	(区分なし)	(区分なし)	—	—	

＜届出に際しての留意事項＞

- 特定粉じん排出等作業開始日の14日前までに、正・副2部提出してください。
- 環境確保条例に基づく届出は、大気汚染防止法の届出と同時に提出してください。
- 解体等工事の元請業者・自主施工者は石綿使用の有無について事前調査し、元請業者は発注者へ調査結果を書面で説明してください。
- 特定粉じん排出等作業実施の届出および石綿飛散防止方法等計画の届出義務者は工事の発注者又は自主施工者です。
- 押印は不要です。

届出等に関する主な条文の紹介(概要)

＜大気汚染防止法＞

特定粉じん排出等作業の実施の届出(第18条の17)

- ▶特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者又は自主施工者は届け出なければならない。
- その他、計画変更命令・解体等工事にかかる調査及び説明・作業基準の遵守義務・作業基準適合命令・注文者の配慮・報告及び検査等遵守義務があります。

＜東京都環境確保条例＞

石綿含有建築物解体等工事に係る届出等(第124条)

- ▶石綿含有建築物解体等工事の発注者又は自主施工者は飛散防止方法等計画を届け出なければならない。
- ▶届出があった場合において、計画が規則又は遵守事項に従っていないと認めるときは、規則又は遵守事項に従ったものに変更することを勧告することができる。

石綿飛散防止方法等計画届等(規則第60条)

- ▶石綿含有材料は吹付け石綿及び石綿を含有する保温材(耐火被覆材及び断熱材を含む)とする。

罰則(第161条)

- ▶条例第124条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは、15万円以下の罰金に処する。

◎建築物等の解体等工事の石綿事前調査結果報告システム(法)

大気汚染防止法に基づき、令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告することとなりました。事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要になります。石綿事前調査結果報告システム(電子システム)では大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

(1) 事前調査結果の報告が必要な工事 (令和2年10月7日環境省告示第77条)

- ① 建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80㎡以上)
- ② 建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
- ③ 工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))

(2) 報告の責務を負う対象者

元請業者又は自主施工者が対象になります。

(3) 報告システム利用方法・報告事項

① 利用方法

報告には「gBizID」への登録が必要となります。 <https://gbiz-id.go.jp>

② 報告事項

〔 調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等) 〕

(4) 事前調査を行う者

元請業者又は自主施工者が行います。

令和5年10月から、以下に該当するものによる事前調査が義務化されます。

① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内側に限る。)

② 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者(令和5年9月までに登録された者)

事前調査の記録を作成し、その写しは現場に備え置きます。記録及び発注者への説明書面の写しは、工事終了後3年間保存することが義務付けられています(保存方法は、電子でも可)。

全ての解体等工事において公衆の見やすい場所に事前調査結果の掲示が必要です(A3サイズ以上の掲示板)。

(5) その他

報告は原則として石綿事前調査結果報告システムからお願いしておりますが、システムを利用できない方は、紙様式による報告も可能です。紙様式での報告は、大気汚染防止法の報告書は板橋区役所環境政策課に提出(正・副2部)、石綿障害予防規則の報告書は池袋労働基準監督署に提出することになります。押印は不要です。

報告システムの開始に伴い、「板橋区における建築物等の解体等工事に伴うアスベスト等飛散防止対策とその周知に係る指針」(旧指針)に定めていた事前周知実施届及び掲示様式は廃止されました。旧指針による近隣住民等への周知については、令和4年4月施行の「板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱」に引き継がれています。

◎板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱(区要綱)

この要綱は、建築物、工作物(以下、「建築物等」という。)の解体、補修工事等が及ぼす周辺への影響を鑑み、工事に係る指導事項を定めることにより、良好な近隣関係の構築を促進し、もって区民等の生活環境の保全に資することを目的とするものです。

(1) 近隣住民等への周知の責務を負う対象者

元請業者又は自主施工者が対象になります。

(2) 周辺環境への配慮

元請業者、自主施工者等は、解体、補修等工事から発生する騒音、振動、粉じん等により、周辺的生活環境が損なわれることのないよう、措置を講じるよう努めてください。

◎掲示板の種類

【アスベスト含有吹付材、保温材等の場合】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称： ○○○○解体工事作業所	
届出先及び届出年月日	池袋労働基準監督署 板橋区役所
調査終了年月日	令和○年○月○日
看板表示日	令和○年○月○日
解体等工事期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日
調査方法の概要(調査箇所)	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】 建築物全体(1階～4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室(改修等工事対象場所)	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 東京都○○区○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】 ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階～4階 トイレ内PS 保温材③ 1階～4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 東京都○○区○-○ 現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-××××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
排気装置	機種・型式・設置数 ・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台 排気能力(m ³ /min) ○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上) 使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%) HEPAフィルタ・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3μm
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm)・接着テープ等
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含有する等により表面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}
備考:その他の条例等の届出年月日	○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)(令和○年○月○日板橋区役所に届出)	
建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(令和○年○月○日板橋区役所に届出)	

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日～)

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

※掲示サイズは、日本産業規格A列3番以上(横420mm以上、縦297mm以上)

(参考)

○環境省ホームページ(建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月))

様式データ https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

○東京都アスベスト情報サイト

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

【アスベスト含有成形板等の場合】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。(注)
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			
調査終了年月日	令和〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇開発株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
看板表示日	令和〇年〇月〇日	住所 東京都〇〇区〇-〇	
解体等工事期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	住所 東京都〇〇区〇-〇	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
【調査箇所】	建築物全体(1階~3階)	住所 東京都〇〇区〇-〇	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-xxxxx-xxxx	
【石綿含有あり】	外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル	〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
【石綿含有なし】	〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1階~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材④⑤	調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 氏名:〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇-〇〇 分析を実施した者 〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 氏名:〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇-〇〇	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された 〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去、その他		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。 ・湿潤用薬液:〇〇〇〇・剥離剤:〇〇〇〇 ・養生用シート(厚さ:〇mm) ・接着テープ 等		
使用する資材及びその種類			
備考:その他の条例等の届出年月日			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)(令和〇年〇月〇日板橋区役所届出)			
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(令和〇年〇月〇日板橋区役所届出)			

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日~)
※揭示サイズは、日本産業規格A列3番以上(横420mm以上、縦297mm以上)

【アスベスト使用なしの場合】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。(注)
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 東京都〇〇区〇-〇	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-xxxxx-xxxx	
調査方法の概要(調査箇所)		調査を行った者(分析等の実施者)	
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査 ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる	氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 日本アスベスト調査診断協会登録者 〇〇環境株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 氏名:〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇-〇〇 分析を実施した者 〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇 氏名:〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇-〇〇	
【調査箇所】	建築物全体(1階~3階)	その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された 〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)			
【石綿含有なし】	〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、 けい酸カルシウム板第1種③ 壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③		
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が平成18年(2006年)9月1日以降⑤			

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日~)
※揭示サイズは、日本産業規格A列3番以上(横420mm以上、縦297mm以上)

アスベストはどんなところに使われていたの？

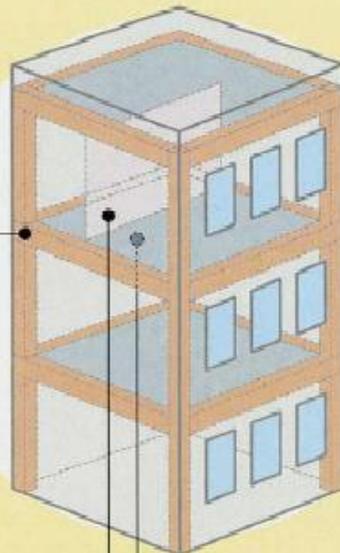
建築物における 使用例

アスベストの約9割が、建築材料として耐火・断熱・防音等の用途に使用されていました。

鉄骨

吹付けアスベスト・耐火被覆板・
アスベスト含有吹付けロックウール

鉄骨造のビル



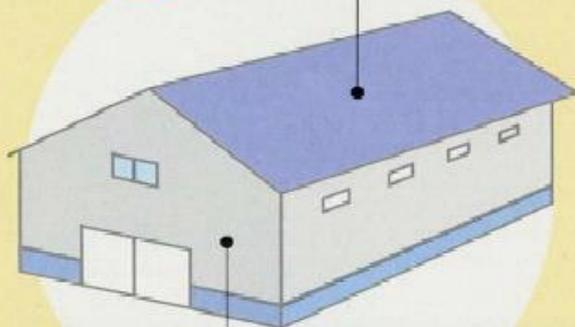
天井

井筒

けい酸カルシウム板・
石綿セメント板・石綿スレート

倉庫・工場

屋根 石綿セメント板・石綿スレート

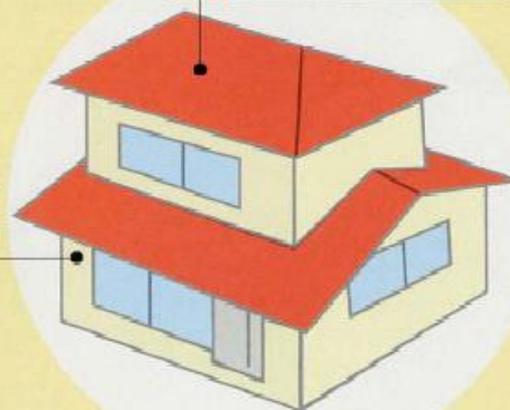


外壁

石綿セメント板・
石綿スレート

一般住宅

屋根 住宅屋根ふき用石綿スレート



外壁

石綿セメントサイディング

その他

自動車のブレーキ・クラッチなどの摩擦材、配管や機械等の断熱材・パッキン・シーリング材、さらには家電製品等にも使用されていました。

知っていますか？アスベスト—安全な暮らしと、よりよい環境のために—
東京都生活文化局消費生活部生活安全課より転載

アスベストQ&A

Q:石綿の特徴は何ですか？

A:石綿(アスベスト)は、その繊維が細く、容易に空気中に浮遊します。このため、人が呼吸器から吸入しやすいという特徴をもっています。また、通常的环境条件下では、半永久的に分解、変質しないこと及び地表に沈降したものは容易に再度粉じんとして空中に飛散するため、環境蓄積性が高い点で、他の物質とは異なります。

Q:どの程度アスベストを吸い込んだら発病しますか？

A:アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病の関係には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度曝露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。現時点では、どれぐらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかどうかは明らかではありません。

Q:建築物のアスベストの危険性は？

A:建築物においては、(1)耐火被覆剤等として吹付けアスベストが、(2)屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。アスベストは、その繊維が空中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています。すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では、室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。アスベストと思われるものにも、ロックウール等類似したものがあります。詳しくは建物の建築時の工事業者や建築士、建物の所有者に問い合わせして下さい。

Q:石綿が見分ける方法はありませんか？また、板橋区で分析してくれませんか？

A:肉眼やルーペでは見分けることはできません。専門の分析機関に依頼してください。なお、板橋区では分析できません。

Q:石綿を除去する場合どのようにすればよいのですか？

A:個人の判断で除去するとご自身がアスベストにより被害を受けると共に、周辺環境に与える影響が大きいことが上げられます。必ず、専門の業者に依頼してください。(問い合わせ先一覧参照)

Q:石綿除去工事費用に対する融資・斡旋は？

A:〈一般住宅向け金利優遇処置〉

板橋区のリフォーム支援対策の一環として、アスベスト除去工事を含むリフォーム工事についても対象になります。この制度を利用すると、区内の金融機関が行う一般のリフォームに比べて、優遇された金利が適用されます。(問い合わせ先一覧参照)

A:〈中小企業(不動産貸付業を含む)向け融資〉

アスベスト除去工事を産業融資(事業資金業など)の対象にしています。小規模企業融資・設備資金融資があります。(問い合わせ先一覧参照)

Q:石綿の分析費用の助成は？

A:板橋区では、吹付け石綿などの分析調査を行う方を対象に、分析調査に要する費用(上限5万円)を助成します。助成対象の条件があります。(問い合わせ先一覧参照)

◎問い合わせ先一覧

- ① 石綿作業従事労働者の健康被害に関する厚生労働省への問合せ先
- ・ 石綿による健康障害防止対策に関すること
(労働基準局安全衛生部化学物質対策課) 03-5253-1111(内線 5514)
3502-6756(夜間直通)
 - ・ 健康管理手帳、健康診断に関すること
(労働基準局安全衛生部労働衛生課) 03-5253-1111(内線 5491)
3502-6755(夜間直通)
 - ・ 労災保障制度に関すること
(労働基準局安全衛生部労災管理課) 03-5253-1111(内線 5436)
3502-6747(夜間直通)
 - ・ 労働認定基準等に関すること
(労働基準局安全衛生部職業病認定対策室) 03-5253-1111(内線 5572)
3502-6488(夜間直通)
- ② 石綿全般：(一社)JATI協会 03-5765-2381
- ③ 分析機関の情報提供：(公社)日本作業環境測定協会 精度管理センター 03-5625-4280
- ④ 労災関係：労働基準監督署・池袋 03-3971-1258
- ⑤ 病院紹介：東京労災病院 03-3742-7301
- ⑥ 東京都関係：アスベスト問題の概要についての相談
東京都環境局大気保全課 03-5388-3492
アスベストを含む産業廃棄物の処理の相談
東京都環境局産業廃棄物対策課 03-5388-3586
- ⑦ 板橋区関係：アスベスト関連企業及びその周辺状況についての相談
石綿含有建築物の解体等工事に関する届出
石綿分析調査に要する費用の一部助成
板橋区環境政策課 03-3579-2594
建築基準法に関する石綿の相談
板橋区建築指導課設備審査係 03-3579-2577
建設リサイクル法に関する石綿の届出書の相談
板橋区建築指導課監察・調査係 03-3579-2578
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する相談
板橋区保健所生活衛生課 03-3579-2335
区所有施設の工事関係
板橋区施設経営課 03-3579-2582
除去工事に関する融資
一般住宅向け金利優遇措置
板橋区住宅政策課 03-3579-2186
中小企業向け融資
板橋区産業振興課 03-3579-2172
アスベストに関する健康相談・健康被害救済窓口
板橋区保健所予防対策課 03-3579-2303